

一般社団法人熊本県歯科医師会個人情報コンプライアンス・プログラム

第1章 総則

(目的)

第1条 このプログラムは、一般社団法人熊本県歯科医師会（以下、「本会」という。）個人情報保護規程第16条に基づき、本会の個人情報保護に関する基本となる取り組み方及び考え方並びに遵守すべき事項を規定し、個人情報の管理レベルの維持、向上、情報主体の安心感の向上を目的とする。

(適用範囲)

第2条 このプログラムは、本会の個人情報の取扱いに関連するすべての事業活動に適用する。

(コンプライアンス・プログラム)

第3条 本会は、個人情報の適切な保護及び管理を実現するため、コンプライアンス・プログラムを確立し、実施、維持及び継続的に改善を行う。

2 本会のコンプライアンス・プログラムにおいて使用される規程等は次のとおりであり、本会の役員、委員、職員、顧問、嘱託及び本会との契約に基づき本会にて就労する者（契約社員、派遣社員、アルバイト、パート等を含む。）（以下、「本会の役職員等」という。）を対象とする。

- ① 個人情報保護方針
- ② 個人情報保護利用目的
- ③ 個人情報保護規程
- ④ 情報管理規程

3 本会は個人情報保護に関する基本的な考え方及び遵守すべき内容を、本会の役職員等に伝達するために、個人情報保護の方針を策定・承認し、周知徹底させなければならない。

4 本会の個人情報保護に関する役割及び責任・権限の意思決定機関は、理事会とする。

5 本会のコンプライアンス・プログラムを効果的に運用・維持するため、継続的に教育を実施する。

(個人情報の管理及び安全対策)

第4条 個人情報の保護のため、対象となる個人情報を明確にしなければならない。

2 個人情報は情報主体及び取り扱う本会にとって重要な資産であり、様々なセキュリティの脅威から保護しなければならない。

(個人情報の取扱いに関する遵守事項)

第5条 個人情報を収集する場合は、以下の機微な特定の情報を含まない情報を適法かつ公正な手段を用い、目的達成に必要な範囲内で収集しなければならない。ただし、法令に特別な規定があり、収集、利用が許可される情報及び業務遂行上必要不可欠であり、情報主体と明示的な同意を得て収集、利用が許可される情報については、機微な情報であっても収集できる。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地、身体、精神障害、犯罪歴及びその他の社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他の団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保健医療及び性生活に関する事項

2 本会の個人情報の利用及び提供に関する措置は、個人情報保護利用目的に定める。

3 個人情報の権利は情報主体にあり、本人から自己の情報についての開示を求められた場合は、本会は、合理的な期間内にこれに応じなければならない。開示した結果、訂正、削除を行った場合は、当該個人情報の主体へ結果を通知しなければならない。また、情報主体から利用、提供を拒まれた場合は、これに応じなければならない。

4 本会個人情報保護規程に関する情報主体の権利の確保に関する個人情報の開示・訂正・利用停止・削除は、本会個人情報保護規程第11条第3項で指定された書類に基づき行うものとする。

(委託先の管理)

第6条 本会の個人情報の取扱いにつき委託処理等が行われる場合は、委託先が不適切な管理を行わないよう、委託先と情報保護に関する契約を締結しなければならない。

2 前項の委託先との契約は個人情報保護規程第9条に基づき実施する。

(本会役職員等への教育)

第7条 個人情報を確実に保護するため、本会の役職員等に適切な教育を実施しなければならない。

2 前項の教育手順（計画、実施、記録）は、個人情報保護管理者が決める。

(情報管理)

第8条 個人情報を含む文書の管理（保管・廃棄）は、各所管役員の指示のもと、適切に処理しなければならない。

- (苦情相談及び緊急時の対応)
- 第9条 本会の個人情報及び管理体制に対する苦情、相談は、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者が対応するものとする。
- 2 前項の対応で解決しない場合で、下記を含む個人情報に関する不適切な取り扱い等の問題が発生した時は、理事会で対応を決めるものとする。
- (1) 不正な収集
 - (2) 不正な利用
 - (3) 不適切な管理による事故（漏洩、紛失、改ざん、破壊）
 - (4) 情報主体の権利の侵害
 - (5) 情報主体からの開示、訂正、削除の要求に対して非合理的な拒否
 - (6) 前述以外の個人情報及び情報主体への不適切な活動

- (監査)
- 第10条 コンプライアンス・プログラムを有効的に機能させるため、監査を行う。
- 2 監査は、本会個人情報保護規程第18条に基づく監査責任者が行い、実施したときは報告書を作成する。
- 3 監査で問題がある場合は、本会の役職員等に対する再教育等を行う。

- (プログラムの改廃)
- 第11条 このプログラムを変更し、又は廃止しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

- 附則
- 1 このプログラムは、平成27年4月1日から施行する。